

一般社団法人監査懇話会 定款

第1章 総則

第1条（名 称）

本法人（以下本会と称す）は、一般社団法人監査懇話会と称する。

第2条（所在地）

本会は、事務所を東京都文京区に置く。

第3条（目 的）

本会は、わが国の企業社会の健全な発展に寄与するため、監査制度の充実・向上を目的として、その調査、研究を行い、併せて社員の豊かな社会生活を送るため、生涯学習を通じて、その研鑽を奨励し、社員共通の利益を図ることを目的とする。

第4条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 監査制度に関する調査、研究
- (2) 講演会、講習会、研修見学会等の開催
- (3) 会誌その他の図書、印刷物の刊行
- (4) 生涯学習活動の助成
- (5) 監査役及びこれに準ずる役員候補者の紹介、斡旋
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会友

第5条（社員の資格）

本会の社員は、次の会員及び会友で構成する。

- (1) 会員は、法人の監査役、監事、取締役監査委員、取締役監査等委員又は法人（加入者記名）（以下監査役等という）で、本会の趣旨に賛同して所定の申込手続を経た上で、理事会の承認を受けた者をいう。
- (2) 会友は、以下の者をいう。
 - ① 1年以上本会に在籍した会員が監査役等を退任し、改めて所定の申込手続を経た上で、理事会の承認を受けた者
 - ② 監査役等を退任し、本会の趣旨に賛同して申込手続を経た上で、理事会の承認を受け、所定の入会金を納付した者
- (3) 監査懇話会に属する会員・会友は本会の設立の日をもって本会の社員（会員会友）となる。

第6条（会費及び入会金）

社員は、会費を納入しなければならない。

2. 前条（2）－②に該当する会友は入会金を納付しなければならない。

3. 納付後の会費及び入会金は、これを返還しない。
4. 会費及び入会金の額は総会の決議より定める。

第7条（資格の喪失）

社員は、次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 所定の会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第8条（除名）

社員が、次の各号の一に該当するときには、社員総会の決議（総社員の議決権の3分2以上）により除名することができる。この場合、総会決議の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令・定款等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名されるべき正当な事由があるとき

第3章 役員及び職員

第9条（役員）

本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
 - (2) 監事 3名以内
2. 前項の理事の中から次の役付理事を設ける。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内

第10条（役員を選任）

理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議により選任する。

2. 会長及び副会長は、理事会で理事の互選により選任する。
3. 監事は、本会の理事又は事務局員を兼ねることができない。

第11条（理事の職務）

理事は理事会の構成員として、決議事項の審議並びに決定に参加し業務を執行する。

2. 会長は、本会の代表理事として、会務を総括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長から委嘱された会務を統括する。また、会長に事故あるときは、予め定められた順序で、その職務を代行する。
4. その他の理事は、会長から委嘱された会務を執行する。

第12条（監事の職務）

監事は、本会の財産、会計及び理事の業務執行を監査する。

2. 監事は社員総会において、監査報告を行う。

第13条（役員任期）

理事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

2. 監事の任期は、就任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会終結の時までとする。但し、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

第14条（役員解任）

役員は、次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議により解任する。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められたとき

2. 監事の解任の決議は、22条5による。

第15条（顧問）

本会は、会長の推薦に基づき理事会が承認した上で、顧問を置くことができる。

第16条（特別顧問）

本会は、理事会が承認したときは特別顧問を置き、本会の運営助成を委嘱することができる。

第17条（事務局及び職員）

本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。その任免は理事会の審議の上、会長が行う。

第4章 社員総会

第18条（種別）

社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種類とする。

第19条（開催）

定時社員総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事の過半数が請求をしたとき
 - (2) 社員総数の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

第20条（招集）

社員総会は会長が招集する。

2. 定時社員総会を招集するときは、会議の目的、場所及び目的たる事項を記載し

書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の2週間前までに通知しなければならない。

3. 前条2項の規定に基づき社員総会開催の請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会開催日としなければならない。招集通知は前項の定時社員総会の定めに準ずる。

第21条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれにあたる。もし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め定められた順序に従い、副会長がこれにあたる。

第22条（決議）

社員総会の議決権は、社員1名につき1議決権とする。

2. 社員総会の決議は、出席した社員の過半数をもって決する。
3. 社員は委任状をもって本会に出席したものとみなし、本会の議決権を有する者を代理人として、議決権を行使することが出来る
4. 理事会において必要と認めた会務運営に関する重要な事項は社員総会の決議とする。
5. 第2項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数決をもって行なう。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 社員の除名
 - (3) 監事の解任
 - (4) 解散・吸収・合併及びこれに伴う基金の返還、残余財産の譲渡
 - (5) 基金の額の変更
 - (6) その他法令で定められた事項

第23条（議事録）

社員総会の議事録については、その経過の概要と結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が記名押印もしくは署名した謄本を主たる事務所に保存しなければならない。

第24条（告知）

会長は、社員総会終了後遅滞なく社員総会における決議事項及び報告事項の概要を社員に通知しなければならない。

第5章 理事会

第25条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要に応じ意見を述べなければならない。

第26条（開催）

理事会は、四半期に1回以上、会長が招集し、開催しなければならない。

2. 会長は、理事会の会日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事及び監事に通知しなければならない。但し、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることがなく開催することができる。
- また、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第27条（議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。もし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、予め定められた順序に従って、副会長がこれにあたる。

第28条（決議）

理事会の決議は、理事総数の2分の1以上にあたる理事が出席し、その過半数によって決する。

2. 理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。
3. 一般社団法人及び財団法人法第96条の要件を満たす場合は、理事会の決議の目的たる事項につき、理事会の決議があったものとみなす。
4. 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の決議事項の執行に関する事項
 - (3) その他会務の執行に関する事項

第29条（議事録）

理事会の議事については、その経過の概要と結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席役員が記名押印もしくは署名したものを保存しなければならない。

第6章 基金・資産及び会計

第30条（基金）

本会の基金の総額は、金2,300万円とする。

2. 拠出された基金は、本会が解散する時まで返還しない。
3. 拠出者に返還する基金の総額については、解散を決議する社員総会において決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

第31条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は別に定める。

第32条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び予算は、総会において決議する。

第33条（事業報告と計算書類）

本会の事業報告及び計算書類は、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で、社員総会の決議を得なければならない。

但し、事業報告は、これを報告することで足りる。

第34条（監事の監査）

会長は、定時総会の会日から5週間前までに、計算書類を監事に提出しなければならない。

2. 監事は、前項の書類を受取った日より4週間以内に、監査報告書を会長に提出しなければならない。

3. 監事は、必要に応じて総会において意見を述べることができる。

第35条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 解 散

第36条（解 散）

本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第37条（剰余金の分配）

本会は、剰余金の分配を行なうことができない。

第38条（残余財産の帰属）

本会が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人法及び公益財団法人法の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人に譲り渡すものとする。

第8章 公告の方法

第39条（公告の方法）

本会の公告は、本会の事務所掲示板に掲示するほか、電磁的方法による。

第9章 付 則

第40条（権利義務の継承）

本会成立の日に監査懇話会に属する権利義務の一切は、本会が継承する。

第41条（最初の事業年度）

本会の最初の事業年度は、本会設立の日から平成17年3月31日までとする。

第42条（改訂定款の施行日）

本改定定款は平成27年5月22日より施行する。